

(案)

国 運 審 第 号  
平成 2 6 年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

長電バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平 2 6 第 5 0 0 3 号

平成 2 6 年 4 月 3 日付け国自旅第 1 号をもって諮問された上記の事案  
については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

長電バス株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率55円90銭（うち消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う税負担の転嫁分（以下「税率引上げ転嫁分」という。）は1円50銭）に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、180円（うち税率引上げ転嫁分は10円）とする。

## 理 由

1. 申請者は、平成24年7月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰並びに消費税率引上げにより、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成26年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は899百万円、消費税率引上げによる影響を考慮しない適正な運送原価は1,032百万円と推定され、差引き133百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、税率引上げ転嫁分を除

く総収入（補助金を含む。）は943百万円となり、差引き89百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. また、税率引上げ転嫁分による増収率は2.855%であり、消費税率引上げ幅の108/105（約2.857%増）以下である。

4. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

## 要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年7月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、前回改定から短期間での運賃改定となることに鑑み、利用者等のニーズや要望・意見の把握を積極的に行い、利便性向上や利用促進・需要喚起の取組を積極的に実施・検討するなど経営改善計画を着実に実施し、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導していただきたい。
2. 国土交通大臣は、本事案は消費税率引上げに伴う税負担の転嫁以外の理由によるいわゆる通常改定分と税率引上げ転嫁分の双方を含むものであるため、便乗値上げ等の誤解を招くことのないよう、最終的な利用者の支払運賃を明確にしつつ、両者を区別して周知するよう、長電バス株式会社を指導していただきたい。
3. 国土交通大臣は、必要に応じ、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介、関係地方公共団体への助言等を行うとともに、同社の経営改善計画の実施状況等を把握し、必要に応じその内容について当審議会に報告していただきたい。